

## マーゴ・トッドによるトリエント公会議と 保守的的反動についての研究 (2)

——『キリスト教人文主義とピューリタンの社会秩序』  
(CUP、1987年) 第7章の試訳 (続編) ——

坂本 弘 視

**Trent and the Conservative Reaction (2)**  
—— a Japanese version of the chapter 7 of  
**Margo Todd's *Christian Humanism and the***  
***Puritan Social Order* (CUP, 1987) ——**

**Hiromi SAKAMOTO**

### (承前稿)

教会施設にとって教義と礼拝式の単一性が最初の目標として見られる様になった時に、過激さは幾らか減じられ最終的に僅かしか成功しなかったけれども、ロード期のイングランド教会の中に同一の確信が働いているのが見て取れる。両親に指定された唯一の宗教的責務が、司祭による公会問答を受ける為に自分達の子ども達を教会に送出すという責務であるという点でロードの教会巡察条項はトリエント会議で制定された規定を思い出させる。1636年にノリッチのレン主教は、大胆にも家族の中で宗教の議論をした俗人を出頭させる様に教会区委員に実際に通告した。<sup>1</sup> イングランド教会関係者の論文中に家庭内での行為に関する手引きが欠けている事と、彼等の説教の中に両親に対する実際的な助言が出てこない事は、家族が持っていた宗教上の自治 (the spiritual autonomy of families) を聖職者により支配された遵奉主義者の宗教で置換えようとする一つの試みについての形跡である。時には家庭での宗教【集会】を大目に見てきたジョン・コシンでさえ、「独身生活は」結婚生活よりも「ずっと天使的で神に相応しい」し、もしカナでキリストが結婚式に出席されていなかったなら、「結婚生活自身は不完全な状態に過ぎないと思われ、それに対して完全な状態は処女性にあり、我らの救い主によって大いに推奨されたし、聖パウロによって高く重んじられただろう」という彼の考えの中には、精神的な意味を与えられた家族という理念に対して相反する感情の交錯の徴 (signs of ambivalence toward the spiritualized household) を見せた。<sup>2</sup> ダンの家族観も同様に曖昧である。彼は実際に、伴侶としての関係を最後に置く婚姻の3目的を再編し、1619年の説教において、我々に

<sup>1</sup> Laud, *Works*, vol. 5, p.446; Wren's position is noted by Hill, *Society and Puritanism*, p.468.

<sup>2</sup> Cosin, *Works*, vol. 1, pp.48, 56. These statements were made in a wedding sermon! It should be noted that the household religion which he commended was preferably to follow the authorized catechism and the Prayer Book (vol. 2, pp.8-10).

「子ども達が生ぜしめられ、孕まれる際に肉欲へ耽溺する罪深さ」を示す神の仕方が、子どもの死であると彼は講解した。女性に関するピューリタンの夫権意識は、「我々は女性が男性と同様に魂を持つが、それでも、男性の中にした様に神が女性の中に魂を吹き込んだとは表現されてはいない」というダンの確信と比べて力の弱いものであった。続いて彼が導き出した、総ての政府は「魂」を持つが、神は「君主制の中に魂をより明確に吹き込んだ」という政治的比較が、彼の夫権主義の内容、彼の政治理論の持つ保守主義、その両者の「存在の大いなる鎖」に対する依存を明らかにする。<sup>3</sup>ピューリタンの家族理論の革新的性格について歴史家が誤解させる強調をするに至ったのは、カソリックと遵奉主義者のイングランド教会の教義が、16世紀後期と17世紀初期に人文主義者とピューリタンによるあの一一致から分離したことによる。

多くの同様な現象が経済的教義や救貧計画の分野でも見る事が出来るが、トリエント公会議後のカソリック教徒や大部分のロード派が人文主義者の諸改革を拒絶した事を受けて、厳格に統制された社会を主唱する人々にとって、キリスト教人文主義者の思想の多方面に見られる有用性が、ここでは見られる。トリエント公会議後のカソリック教徒は宗教上の貧困と、見境の無いものではあったが、施しが持つ固有の利点について中世的な見解を抱いていた。それでも彼等は教義の一致を強制する機構へ向けた刑罰という方向に修正を加えてではあったがワークハウスについての人文主義者の改革を受け入れた。統制に向けた彼等の運動に対するワークハウスの適応性が、改革に反対し社会秩序の基礎として伝統を掲げるトリエント公会議派やロード派の傾向に対する一つの例外とした。

正統派のカソリックにより貧困と施しとの精神的性格に付け加えられた重要性は、宗教的な性格の有無に拘わらず乞食の生活について人文主義者として敵対する人々に、常に一つの問題を提出して来ていた。伝統的なカソリックの教義によると、貧者は地上でキリストの代理人であり、総てのキリスト教徒は貧困に内在するこの宗教的重要性への考慮からと、不朽の救済に達する必要な手段として「隣人への愛 (charity)」を分かち与えなければならない。物乞いと最終的には貧困自体を排除するという人文主義者の計画は、この救済論的律法の実施を阻むものと思われたが、より直接的な意味では、宗教的な托鉢生活に対する明瞭な批判と解釈された。従って、ヴィヴェスのイーブルに対する計画は1527年にトゥルネイ主教の代理司祭によって、1530年代にはイーブル托鉢修道士会により、異端的でルター的であるとレッテルを貼られ、1531年にソルボンヌ大学は、公共的な物乞いと施しとを禁ずる事に反対する決定を出してそれに答えた。<sup>4</sup> リヨンの Aumône-Générale は同様にドミニコ修道会の激怒と1530年代の審問を、フランス一世の Bureau Général des Pauvres が1540年代にした様に引き起こした。<sup>5</sup> トリエント公会議での対抗宗教改革の結束と共に、

<sup>3</sup> Ibid., vol.4, p.241.

<sup>4</sup> Natalie Davis, *Society and Culture in Early Modern France* (Stanford, 1975), p.17; Linda Martz, *Poverty and Welfare in Hapsburg Spain* (Cambridge, 1983), pp. 7, 13. It should be noted, however, that the mendicant orders did not always oppose the humanist drive to eliminate begging. Franciscan reformers, particularly in the New World, frequently patronized Vivesian schemes. See John Leddy Phelan, *The Millennial Kingdom of Franciscans in the New World* (Berkeley, 1956), on Geronimo de Mendieta; Bataillon, vol.2, pp. 435-54; Lewis Hanke, *The First Social Experiments in America* (Cambridge, Mass., 1935). Opposition to these New World reformers from Dominican inquisitors was in part an aspect of traditional inter-order rivalry.

<sup>5</sup> Davis, p.17; Howard M.Solomon, *Public Welfare, Science and Propaganda in Seventeenth Century France: The Innovations of Theophraste Renaudot* (Princeton, 1972), p.27. The Bureau did not prohibit begging, but did attempt to separate deserving poor from rogues and establish *ateliers*. Its primary offenses in clerical eyes were lay admiration and discriminate, indirect distribution: 'by policing the poor, it removed from circulation the vessel through which the Christian became Christ-like' p. 32).

貧困とその救済への人文主義者の態度に対する反対は、イーブルやリヨンにおける人文主義者の改革の明白な成功にも拘わらず、激しくなった。1540年代迄に、ヴィヴェスの改革案は単に托鉢修道士会の神学的基礎や、救済には善い行為が必要であるという教義を脅かしただけでなく、伝統的に教会の機能である貧困の救済に及ぶ聖職者の統制をも脅かした事が、カソリック位階制の下にある人々に明白となった。それはエラスムス派の反聖職主義の一面として明白に理解され、その反対者達はこれ以後、トマス主義の復興、ローマにおける宗教裁判制度の設立、禁書目録にエラスムスを載せる事、トリエント公会議決定の教義思想等に責任を負った、ドミニコ修道士会やイエズス修道士会双方に属する同一の戦闘的解決・ゼロテ派 (zelanti) によって指導された。

こうして枢機卿ポールのトリエント公会議での強硬路線派との口論は、義認論に関するセリバンドの起草した規定 (1546年) に対して反対する事であった。その草案は贖罪の施しをする必要性を強調していた。<sup>6</sup> 彼の異議は、「自ら罪を清める為の動機」が、16, 17世紀におけるカソリックの隣人愛に関する重要で公認の勧告として留まるという帰結を伴いながら、伝統的な教義を再強化しようとする公会議の意図によって覆された。<sup>7</sup> 1568年迄に、「我々の日々の罪過や内心の不潔さは、施しをする行為できれいにされる」というニコラス・サンダースの断言が、典型的なカソリックの意見の明確な表現であった。<sup>8</sup> トリエント公会議以後、救貧について幾分詳細に書いた他に唯一のイングランドのカソリック教徒であるロバート・パーソンズは、同様に彼の著作を告解者の善行にとって「見知らぬ人への愛 (charity)」が持つ有益な多くの働きに焦点づけた。彼は、貧乏な職人への無利子や低利子の貸付金や、貧しい子ども達の為の職業訓練を含む、人文主義者の福祉計画の持つ幾つかの側面を受け入れたけれども、それは常に、総てその様な計画は主教の厳格な統制下にあり、それによって善行者に彼自身の救済に寄与し、同時に教会の位階制が持つ権威を増大させ得るという前提付きであった。<sup>9</sup> 人文主義者の救貧を非難したという点では、イングランドのイエズス会修道士は十分な資格に欠けると言っただろう。と言うのも、エドワード・ノットが、プロテスタントのイングランドがする差別的で間接的な施しを、「誤解された愛の行為 (Charity Mistaken)」と述べたからである。<sup>10</sup>

スペインでは、Juan de Robles による人文主義者の救貧計画 (1545) を、「街頭から貧乏人を移動させる事は、忠実な信者が隣人愛を実践する機会を否定する事で、容易ならぬ精神的危害に帰結」し、俗人の行政長官を受け入れれば社会秩序に及ぶ聖職者の統制を減ずる事になるという理由によって破棄したのは、サラマンカの新スコラ派の神学者ドミンゴ・デ・ソトであった。<sup>11</sup> Juan de

<sup>6</sup> Fenlon, *Heresy and Obedience*, p.163. This document was repudiated by Pole (p.164).

<sup>7</sup> Brian Pullan, 'Catholics and the Poor in Early Modern Europe,' *TRHS* 5th Ser., 26 (1976), 15-34, p.27, noting the opinion of the Bavarian Jesuit Jerome Drexel that alms do not lose their merit in unworthy hands.

<sup>8</sup> Nicholas Sander, *A briefe Treatise of Usurie* (Louvain, 1568), sig. Bii, verso.

<sup>9</sup> Parsons, *Memorial*, pp.86-7, 256-61.

<sup>10</sup> Edward Knott [alias Matthew Wilson], *Charity Mistaken* (1630); *Mercy and Truth maintained by Catholics* (1634), *passim*.

<sup>11</sup> Martz, pp.2, 22-9, discussing de Soto's *Deliberación en la causa de los pobres* (1545); William J. Callahan, 'The Problem of Confinement: An Aspect of Poor Relief in Eighteenth Century Spain,' *Hispanic American Historical Review*, 51 (1971), p. 4. See also Robert Jütte, 'Poor Relief and Social Discipline in 16th-Century Europe,' *European Studies Review*, 11 (1981), 25-52. So important was direct, personal almsgiving to de Soto that he even opposed the use of a servant as an intermediary (Callahan, p. 5, n. 18). It should be noted, however, that most Spanish welfare reformers supported some limitation on public mendicity; even Loyola had persuaded the council of his home town of Azpeitia in 1535 to eliminate public begging and encourage the moral reformation of the poor (Martz, pp. 2, 14-15).

Robles は、ソトの情愛と正義の区別を否定して、無差別に与えられた施しは価値が無いが、税率の可能性を認め、自由意志によらない善行ならば功績を上げ得ると主張していた。彼は唯一の点、救済を教会によって実施されるべきものとする点で、ヴィヴェスから離れて自分の敵に同調した。この他は、彼は徹底した人文主義者だった。彼が 1572 年に亡くなった時に、「宗教裁判所の不利な判決を恐れた為という可能性があるが」、出版さないままの新約聖書のスペイン語翻訳を残した事は、意味が無い訳が無い。対照的に、デ・ソトは、1545 年にトリエント公会議に派遣され、そこで義認に関する法律制定に貢献した。<sup>12</sup>

デ・ソトのヴィヴェスに対する反対は、ノットの場合のように、不適當であったし、更にスペインでは、相対的に効果的だった。<sup>13</sup> フィリップ II 世の 1557 年布告は、貧民に物乞いを許す事によってブルージュの行政長官の改革を破棄したし、1559 年には、フィリップスは、アウグスティノ修道会説教師ロレンツォ・デ・ヴィレヴィセンツィオに率いられるプロパガンダキャンペーンを支援するが、それは、いかなる世俗当局であろうと、物乞いを禁じたり、慈善行為を管理しようと試みる事に、反対するものであった。更にスペイン帝国向けの 1565 年救貧法は、免許に基づく物乞い制度を定め、救貧税を違法とするが、貧民を教育するいかなる備えも無かった。<sup>14</sup> 救済を理性的なものとするために、人文主義者によって鼓舞された運動が、Baeza 大学の Juan de Ávila の後継者から起こった時に、それは宗教裁判所の非好意的な判決によって抑圧されるが、その判決には「人から嫌疑を掛けられる様な所業と説教」を理由とする Ávila の投獄を含んでいた。<sup>15</sup> 16 世紀後半、各市政府が貧民を物乞い者の収容所に閉じこめる試みをするが、困り込みや物乞いに対する制限への保守的な神学者による反対の為もあり、彼等の試みは概して一時的でしかなかった。<sup>16</sup> 更にリンダ・マルツによって巧みに叙述されるが、改革の時代にあってもスペインの救貧には正規の雇用や教育計画が相対的に欠如していた事は、ローマ教会の禁書目録やトリエント公会議決定に影響を受けない国や市政府の福祉制度と比べて著しい。新世界では、貧しいインディアン用の人文主義者 Zumárraga のユートピア的な教育事業計画は、見事にドミニコ会風の Montúfar 宗教裁判が「Zumárraga のエラスムス主義が異端であるという強固な確信から」<sup>17</sup> 彼の事業に有罪判決を下した 1550 年代に終りを迎える。世俗の当局者によって物乞いを制限し、援助に値する貧民を定義し、貧乏な状態を改善する施設を打建てる更に多くの試みが為されるのは、18 世紀啓蒙がヴィヴェスの著作を復興させた後の事である。16 世紀以来ヴィヴェスの『貧民への助成について (De Subventionem Pauperum)』を最初にスペイン語へ翻訳する事に、1781 年に財政支援をしたのは、イエズス会へのしたたかな敵対者ファビアン・ウ・フェロであり、その後スペイン政府に採用された原型は、16 世

<sup>12</sup> Martz, pp.25-9.

<sup>13</sup> The only point that de Soto lost in the 1565 Poor Law of Philip II related to the law's requirement that the poor confess and communicate before receiving relief (Martz, pp.33-4).

<sup>14</sup> Martz, pp.31-3. Lorenzo de Villevicencio's explicit criticism of Vives is embodied in his *De oeconomia sacra circa pauperum curam a Christo institutam* (Paris, 1564).

<sup>15</sup> Martz, p.39. Many of the Baeza publications were put on the Index of 1559 by Inquisitor Fernando Valdes, who called them 'books of contemplation for carpenters' wives,' underlining the clericalism and the misogyny of the Counter-Reformation.

<sup>16</sup> The great institutional reform of sixteenth-century Spanish relief was hospital consolidation, which was accompanied by administrative changes allowing stricter episcopal supervision of charitable institutions (Martz, pp.34-59, 64, 71-6, 119-58).

<sup>17</sup> Richard E. Greenleaf, *Zumárraga and the Mexican Inquisition* (Washington, DC, 1961), p.39.

紀イープルとリヨンのそれであったと記す事は興味をそそるであろう。<sup>18</sup>

トリエント公会議後のカソリックによる救貧は、こうして街路の乞食の群に直接施し物を配分する中世の伝統へと逆行したが、ピエール・ド・レストワールが1596年にローマを訪問した時に見出したのは、「街路の貧民の雑踏が物凄くて人は殆ど通行できない」という事であったし、1607年のある旅行者は「ローマでは人が目にするのは乞食ばかりである」と報告するが、こうした意図しない結果をもたらした。<sup>19</sup> 問題の深刻さは終にカソリックに新しい解決に向けて若干の取組みを要求したし、世俗の君主や行政長官が自棄になって、俗人が管理するヴェニスに計画に戻らせないために、カソリック教会は貧民の激増を抑制し聖職位階制によって容易に修正でき統制も利く人文主義者の施設を採用する必要を最後には認識した。<sup>20</sup> 物乞いを無くそうという運動がこうしてミラノ大主教カルロ・ボロメオの様な支援者を見出し、多くのイエズス会修道士が彼等の創設者がした物乞いへの反対へと立ち帰った。<sup>21</sup> 更に盗用された解決策がワークハウスだった。しかしながら、この施設の対抗宗教改革版はヴィーヴェスによって述べられた学校と工場との改革を目指して結合されたそれでは無く、そこでは貧民が監禁され統制され、半ば刑罰を科される構造で、厳格な監督の下とは言え、何かの場合にその施設を出て貧民が物乞いをする事が出来るものであった。

作者不明の『人がむっとする臭いがすると呼ぶ貧乏人に関する記録 (Mémoire concernant les pauvres qu'on appelle enferms)』(1617年)は、17世紀フランスの総合的施療院 (hôpital général) に向けての原型を設立する為に、聖秘蹟協会 (the Company of the Holy Sacrament) が作成した書類と共に、何が対抗宗教改革の貧民救済理論となったかを代弁する。<sup>22</sup> 1620年代に St François de Sale (聖フランソア・ド・サレ) と Pierre Berulle (ピエール・ブルーユ) によって設立された、内面的な信仰心の篤い俗人と司祭からなる強力な秘密結社である聖秘蹟協会の人々は救貧施設の構造、目的、管理に関し、少しでも詳細な事を明らかにする際に、トリエント公会議後の社会思想について、実際に比較的数少ない著作の殆どに責任を持たなければな

<sup>18</sup> Callahan, pp.3, 8 - 9.

<sup>19</sup> Henry Kamen, *The Iron Century: Social Change in Europe, 1550-1660* (New York, 1971), p.387. On the decay of sixteenth-century municipal charity in France, see Emmanuel Chill, 'Religion and Mendicity in Seventeenth Century France,' *International Review of Social History*, VII (1960), 400-25, pp.403-4. An exception to this rule is found in Venice, where humanist innovations survived the Tridentine period, no doubt in part because of traditional Venetian anti-papalism. Even here, however, begging was not entirely eliminated: see Brian Pullan, 'Catholics and the Poor,' p.24, and *Rich and Poor in Renaissance Venice* (Cambridge, Mass., 1971), pp.363, 369-71.

<sup>20</sup> The response of secular magistrates in Catholic Europe seems in fact to have been brutally repressive, with the exception of the humanist-inspired municipal relief programs which had managed to survive Tridentine oppression. See I. A. A. Thompson, 'A Map of Crime in Sixteenth Century Spain,' *Economic History Review*, 2nd ser., 1 (1969), 244-67, p.245; Maria Jiménez Salas, *Historia de la asistencia social in España* (Madrid, 1958), pp.127, 139; Michel Foucault, *Madness and Civilization*, tr. Richard Howard (New York, 1965), pp.38-64 (on the royal Hôpital Général of Paris, pp.46-7); Solomon, p.33.

<sup>21</sup> Pullan, 'Catholics and the Poor,' p.24.

<sup>22</sup> The *Mémoire* is included in *Archives Curieuses de l'histoire de France*, ed. M.L. Clumber and F. Danjou (Paris, 1837) I<sup>re</sup> Série, 15, pp. 248-69. The *Annales de la Compagnie du St-Sacrement*, collected in the seventeenth century by Comte René de Voyer d'Argenson, have been edited by H. Beauchet-Filleau (Marseille, 1900); the Company's plan for Toulouse, *L'Aimône Générale*, is reproduced in A. August, *La Compagnie du Saint-Sacrement à Toulouse* (Paris, 1913), pp.47-59.

らなかつた。<sup>23</sup> キリスト教人文主義者によって提案された制度と比べて彼等の企画や『記録』に描かれた理想的な総合的施療院 (*hospitaux général*) や神の館 (*hôpital-dieu*) の弁別的特徴は、主教の厳格な監視、在院者への宗教的禁欲主義の強制、貧困の性質、原因の如何に関わらず総ての貧民に対する懲罰的規律の適用である。17世紀の「篤信家 (*dévots*)」は極貧の原因ではなく結果を強調し、貧困の一因となる社会的制度を変える事では無く、貧民を社会から隔離する事に本気で取掛かった。スペインの同時代の救済施設 (*hospicios*) と同じく、総合的施療院 (*hospitaux général*) の理論は貧困問題を扱う唯一の道として、収容を抑圧と見なして秩序は上から課せられた禁欲主義と結合された。<sup>24</sup> 従って、1534年にルーアンに対する人文主義者の企画が、貧民の家庭における救済を鼓舞していたのに対して、17世紀初期迄に聖職者も俗人も、貧民の強制的監禁が秩序を強いる唯一の道である事を真実と決めてかかっていた。<sup>25</sup> 『記録』は貧民を作業場 (*ateliers*) へ監禁する事を要求したが、その作業場では、懲らしめる様に計画された「苛酷で煩わしく艱難な雇われ仕事」に彼等は従事させられる。<sup>26</sup> その結果として、トリエント会議後の教会後援で設立された総合的な施療院は「窮貧者の監獄 (*prisons des pauvres*)」、「抑圧的な制度 (*institutions repressives*)」、「基本的に精神に規律を励行させ、精神を罰するもの (*fundamentally disciplinarian and penal in spirit*)」と叙述され、貧民に対する情け容赦の無い要求と官僚的合理性の点で中世の施設とは異なつた。<sup>27</sup>

<sup>23</sup> While St François de Sales was heavily involved in the administration of ecclesiastical charity, his views on the subject must be deduced from the documents of the company of the Holy Sacrament, since his major treatises, the *Treatise on the Love of God*, tr. Henry Benedict Mackey (Westminster, Md., 1949), and the *Introduction à la Vie dévote* (1608), ed. Robert Morel (Haute Provence, 1963), have little to say about poverty (beyond a commendation of voluntary poverty and of contentment with involuntary poverty in the *Introduction*, pp. 186-95), and less to say about charity (other than the approval of direct, personal benevolence given in the *Introduction*, p.191). St Vincent de Paul, another member of the company, wrote voluminous letters of advice to the missionaries and charitable societies administering poor houses and foundling homes in midseventeenth-century France; however, it is significant that these letters focus to a much greater extent on the missionaries' spiritual status and attitudes toward the poor they served, and on their *religious* responsibilities toward inmates, than on plans to reform and rehabilitate the poor and idle: e.g., *Correspondance, Entretiens, Documents*, ed. Pierre Coste, 14 vols (Paris, 1925), vol. 9, pp. 5, 249, 253, 593; vol.10, pp.679-80; vol.11, pp. 32, 381-4, 392; vol.12, pp.74, 87, 470, 473; vol.13, pp.761-820 (instructions to the Dames de la charité of the Paris Hôtel-Dieu).

<sup>24</sup> *Mémoire, passim; Annales, passim*; chill, pp.400-25; cf. Solomon, p.12, and Faucault, p.62. The hospicios of Tridentine Spain were ecclesiastically dominated and were openly admitted, even by advocates of confinement of the poor, to be penal in nature, toward both able-bodied idlers and the truly impotent poor (Challahan, p.15).

<sup>25</sup> Jean-Pierre Gutton, *La Société et les pauvres: L'exemple de la généralité de Lyon, 1534-1789* (Paris, 1971), pp. 295-6, 298-9, 305-6, 314. Internment of the poor began at Rouen in 1613 and in Lyon in 1614, based on a plan of 1591.

<sup>26</sup> *Mémoire*, p.248. The ultimate objective of the Company for the poor, according to Gutton, was the 'désolation des âmes,' and their methods became steadily more punitive after the 1640s: *Lyon*, pp.324-5.

<sup>27</sup> Chill, pp. 418-19, 421; Gutton, *Lyon*, pp.295, 301. In practice, protestant workhouses doubtless occasionally degenerated into quasi-penal institutions as well; however, they had to depart from their theoretical foundations in order to do so. That this was not the case for Catholic *hospitaux* implies a resultant difference in the degree, and perhaps in the nature, of actual repression of the poor in protestant and Catholic institutions. Even in an article intended to demonstrate the continuity between protestant and Catholic welfare reform in the early modern period, Brian Pullan admits that 'when it came to the correction of the homeless poor by means of internment, hard labour, corporal punishment, and compulsory piety, there can have been few English bridewells to compare in scope or scale with the motley complex of barrack-like hospitals and dungeons controlled by the governors of Hôpital Général in seventeenth-century Paris' (Catholics and the Poor', p.19).

慈善は世俗の政府によってだけではなく、教会の代理人によって、それも「宗教的利害 (the interest of religion)」が、それによって便宜を受けられる時にだけ提供されるべきであると、その『年報』は特定した。<sup>28</sup> 宗教的利害が必然的に貧民自身の利害に繋がらなかった事は、聖職の職員が死者の為の鎮魂ミサを語るのに忙し過ぎて、在院者は司祭による総ての礼拝を奪われた、スペインの救済施設では残念な程はっきり表われた。フランスでは、ヴィンセント・ド・ポールの理論の中でさえ、同一の優先事項が表われ、彼は「神の館の娘達は、第一に彼女ら自身の完成を、その次に病人の救済を目的とする」と語った。<sup>29</sup> その「宗教的利害」の性質は「篤信家」により憐憫の受領者の扱いに関して発展された諸計画で更に明確になる。ブライアン・プランは、プロテスタントは修道院を病院や学校に変えた一方で、トリエント会議後のカソリックは修道院制度を拡張し、「聖職者風に鼓舞され、自己聖別 (self-sanctification) に従った」カソリックの信徒友愛団体 (those lay brother- and sisterhoods) 監視の下に、その修道院に貧民を押し付けたと論ずる様になる。<sup>30</sup> 『年報』によると、貧民は彼等を厳格な教会の監視と統制に従わせる為に強制的に監禁されるべきであった。浮浪者であれ善良な貧窮者 (bons pauvres) であれ、施療院 (hôpital) の在院者は厳しい時間と労働の管理規程、教会権威の典礼を再強制させる頻繁な礼拝とミサ、苛酷な懲戒の規則的な実施に従わされねばならなかった。<sup>31</sup> スペインと同様フランスでも労役場で進められた労働は罰と見なされ、両国でこの態度は更に公言されるようになり、17世紀が進むにつれ乞食の取扱はずっと無情になり、罰は更に苛酷になり、最近のある解説者によると「カソリックヨーロッパの大半に行き亘った対抗宗教改革的博愛の新しい波 (the *nouvelle vague* of Counter-Reformation charity) の一表現」でもあった。<sup>32</sup> 教育を通じた改善に関しては、識字教育と宗教上の教義問答書が、トゥルーズに対する協会の案で奨励されてはいるが、貧民の為にあったヴィーヴェスの教育計画の様な改革主義者の意図は見られず、その計画は職業訓練の為に用意もしなかったし、徒弟制や施設から貧民を移動させ共同体の生産的要員として彼等を落着かせる方策も無い。<sup>33</sup> いずれにせよ、その世紀の終りまでに作業場自体が総合的な施療院から消えてしまったし、フランスでは貧民の為に学校は数も非常に少なくそれも非常に離れていた。<sup>34</sup> 中世の静的な社会理論の最も否定的な諸側面が、

<sup>28</sup> *Annales*, pp.120, 127; cf. Robert M. Kingdon, 'Social Welfare in Calvin's Geneva,' *American Historical Review*, 76 (1971), 50-69, p.66.

<sup>29</sup> *Conferences of St. Vincent de Paul to the Sisters of Charity*, tr. J. Leonard (1938), vol.3 p.98 (1655), emphasis mine; Martz, p.84.

<sup>30</sup> Pullan, 'Catholics and the Poor,' pp.32, 34. He compares the *hôpital-général* of seventeenth-century France to a 'penal monastery' (p.32); Gutton, *Lyon*, p. 296, compares the children's Hôpital de la Trinité in Paris to a convent and notes that the *enfermés* had no contact with the outside world; their day was a round of religious exercises and work.

<sup>31</sup> *Mémoire*, pp.260,269; *L'Aumône Générale*, pp.54,56; St Vincent de Paul, vol.11, pp.381-4 and vol.12, p.87; Pullan, 'Catholics and the Poor,' pp.29-33; Pullan, *Rich and Poor*, pp.362-70; Gutton, *Lyon*, pp.295ff; cf. Faucault, pp.38-64. Faucault emphasizes that Counter-Reformation thereby perceived work as punishment, *askesis* (pp.59-60).

<sup>32</sup> cf. with the *Annales* and the *Mémoire* Cristobal Perez de Herrera's *Amparo des pobres* (n.p., 1598), discussed by Martz, pp.86-7; the quote is from Martz, p.158.

<sup>33</sup> *L'Aumône Générale*, pp.56 *et passim*; cf. St Vincent de Paul, vol.10, pp.381-2, vol.12, pp.74, 470, 473.

<sup>34</sup> Gutton makes this last observation for France and Venice and points out that those that did exist frequently admitted paying students to the exclusion of the poor; neither masters nor parents showed excessive zeal for the admission of poor children free. He also notes the frequency with which elementary schools degenerated into Sunday catechism classes (*La Société et les pauvres en Europe*, p.155).

トゥルーズ案の言葉にある「生まれながら富者に仕えるべき貧民 (the poor, who by birth should serve the rich)」は教育や労働訓練による上達を許すべきではなく、統制だけを受けるべきである (not susceptible to improvement, whether by education or by labor discipline, but only to control)、というこの協会の確信に明らかである。<sup>35</sup>

その統制は、最終的には厳密に聖職者によらねばならず、ヴィンセント・ド・ポールが施療院としばしばそれを運営する女性達に対して払う気遣いは、彼の書簡で目立って頻繁に現われる主題である。それと言うのも、彼の目標はトリエント会議や、他の協会の目標と同様に、社会秩序であり、カソリック正統性の名における教会による統制であった。ヴィンセント・ド・ポールが、パリ総合施療院 (Hôpitaux Général de Paris) に対し自分の司祭達の宗教的礼拝 (spiritual services) を許可しなかったのは、部分的には世俗当局者による貧民の監禁に反対する抗議の意味も持った。<sup>36</sup> 17世紀フランスの施療院を運営していた信徒友愛奉仕会 (confraternities) は16世紀初期の対照物と比べて、教会の管理機構や監督により密接に結び付けられていた。<sup>37</sup> しかし、貧民を犠牲にして迄もなされたこの協会の遵奉との関係が持つ優位さ (the primacy of the Company's concern with conformity) は、その収院者の苦境を省みず異端と戦う為になされたユグノーの諸施療院 (Huguenot hôpitaux) を破壊する運動において、最も明白になる。<sup>38</sup> さて最終的分析になるが、対抗宗教改革の社会福祉事業は大抵の場合「対抗宗教改革の厭世的な精神性 (the pessimistic spirituality) によって特徴づけられる限界に従った」し、聖秘蹟協会は、その「官僚的、懲戒的傾向、宗教的端正さへの情熱、審美的衝動から得られた体系的で合理的な手段への好み」という点で完全に典型的であった。「審美的衝動から得られた体系的で合理的な手段への好み」は、「新しい要求や合理的な計画や社会構想からでは無く、社会的には抑圧的方向に変わり、今在る秩序に対する一種の深い遵奉性に色取られたもの」<sup>39</sup> であった。

イングランドのプロテスタントで随順主義者は、キリスト教人文主義者の貧困と慈善に関する思想がカソリック教徒を困らせた神学上の窮地に直面しなかった。それ故に彼等がピューリタン達と彼等の貧民救済理論の多くで、頻繁に重要な合意をするのが見出される。しかし、その不一致の領域は、随順主義によって彼等の社会理論で人文主義者の改革主義を取り替えてしまった程度を明らかにするし、更にこの意見の合わない領域は、個人的な非随順に対するロー

<sup>35</sup> *L'Aumône Générale*, pp.48-9 (emphasis mine) ; Richard C. Trexler, 'Charity and the Defence of Urban Elites in the Italian Communes,' in *The Rich, the Well Born, and the Powerful: Elites and Upper Classes in History*, ed. Frederic Cople Jaher (Urbana, Illinois, 1973), pp.64-109, arguing the thesis that sixteenth-century Italian charity administered by religious confraternities 'aimed at preserving corporate identification, not at fostering interclass mobility' (p.69). The innovations proposed by Renaudot to improve the situation of the poor, including the establishment of a job bureau for the unemployed of Paris (the Bureau d'Adresse, founded with royal approval in 1628), was an exception to the seventeenth-century Catholic rule. It should be noted, however, that Renaudot was of Huguenot extraction — he converted to Catholicism in 1625 to facilitate royal acceptance of his schemes for social improvement — and that the Bureau was a secular institution. In any case, by 1639 even this progressive plan was transformed into a repressive institution when registration by the jobless was made mandatory (Solomon, pp.14-21, 35-52).

<sup>36</sup> Gutton, *La Société et les pauvres en Europe*, p.144.

<sup>37</sup> Pullan, 'Catholics and the Poor,' p.20; Bossy, 'Counter-Reformation and the People,' pp.59-60.

<sup>38</sup> Vincent de Paul, vol.2, p.92; vol.9, pp.50, 661; vol.10, pp.205, 304, 313; vol.12, pp.377, 387, 393-7. *Annales*, p.154.

<sup>39</sup> Chill, p.423.

ド派の敵対に正比例して広がった。

イングランド教会信徒は人文主義者やピューリタンが持つ富に向けての両価性を認める傾向があったが、貧困の神聖性に関するエラスムス派の否定を認めた。勿論例外は見出せる。ロードの親しい友人であるヘンリィ・ハモンドは貧困を罪過に対する明確な懲罰と見なし、野望や強欲をピューリタンや人文主義者と比べ、重罪としては軽いとする見解を取った。<sup>40</sup> しかし同時にケイアスのジョン・ノルマントンほどの対抗宗教改革カソリックでも認めたであろう貧困に関する見解を次の様に明瞭に表現した。

幸福であったのは... 古代の英雄や... 隠修士や隠者であった古代の教父達であり、それを拒絶し、軽蔑し、非難し地面に踏み躪ったり、キリストと彼の弟子達に続く者に総てを贈っている修道士達であったし、... 幸福であったのは華麗な宮殿を陰気な憂鬱な庵室として残している王達や諸侯であった。何百の例の中にあつて、カールV世が最も卓越している。<sup>41</sup>

しかしながら、ハモンドもノルマントンもこれらに関して典型的にイングランド教會的と評する事は出来ない。むしろイングランド教会信徒とピューリタン達との一致の方が、富裕と貧困の本質をめぐる意見の相違より遥かにずっと注目に値する。<sup>42</sup>

イングランド教会信徒は同様に、援助に値する貧困と怠惰な放浪仲間との人文主義者による区別を完全に認容出来ると分かったし、先に充分論じて来た様に、ピューリタンが非常な信頼を得た救貧法令をピューリタンの反対派と共に彼等は支援した。しかしながらこの領域では規則に対する例外が非常に数多く、今在る社会秩序を擁護する際に伝統的諸価値を肯定するイングランド教會的傾向を恐らくははっきりと示す事になる。多くのイングランド教会信徒が援助に値しない貧民に対するロバート・サンダーソンの苛酷な態度を分かち合ったけれども、ダンとコシン両者は個人的で無差別の愛を公然と行なう事 (public acts of personal, indiscriminate charity) に賛成すると語った。<sup>43</sup> 極端な君主主義者の聖職者クレメント・パーマンは「不品行で不敬虔な人々に迄も」施しをする利点を見出したし、ニールはありとあらゆる人に施しを配る為に、貧しい町で自分の四輪馬車を止めた事で知られた。<sup>44</sup> 聖職者や名門の出の人がするこういう行為は、イングランド教会信徒が支持した基本的な位階制を再強制する傾向を自然に持つ事になったし、聖職者による彼等の是認は恐らくこの観点から解釈されるべきだろう。しか

<sup>40</sup> Henry Hammond, *Works* (Oxford, 1853), vol.1, p.268; Timothy H. Breen, 'The Non-Existent controversy: Puritan and Anglican Attitudes on Work and Wealth, 1600-1640,' CH, 35 (1966), 273-87 (on Hammond, pp.281, 286-7). Breen notes that Hammond was 'the onry pre-Civil War divine who developed these ideas so completely', p.281.

<sup>41</sup> Sidney Sussex, Ward MS F, fol.103v. Normanton also told the Vice-Chancellor's court that the increase of poverty in the realm was due to the pulling down of monasteries by the Tudor forerunners of the puritans (fol.194v).

<sup>42</sup> Breen, *passim*; Donne, *Sermons*, vol.2, p.214, vol.3, pp.53-5 (on the temptations of riches), 58,65 (on using wealth for commonwealth), vo.4, pp.172 (recommending mediocrity in material possessions), 189 (on celestial usury), 318 (on causes of poverty), vol.5, p.203 (on luxury); Humphrey Sydenham, *The Rich Mans Warning-peece* (1630), pp.11-18 (citing Seneca and Vives on moderation).

<sup>43</sup> Robert Sanderson, *XXXIV Sermons* (London, 1661), p.108,251; cf. Fuller, *Works*, ed. G. M. Walter (New York, 1938), vol. 2, p.154; Lancelot Andrews, *Works* (Oxford, 1854), vol.5, p.43. On the other side, Cosin, *Works*, vol.1, p.27; Donne, *Sermons*, vol.5, p.154.

<sup>44</sup> H. Jenkins, *Edward Benlowes* (1952), quoting Paman (p.159); Trevor-Roper, p.143.

し、ロード派の位階制論者達は物乞い自体を容赦するとか救貧の為の諸企画を差別待遇する物と公然と批判する事迄進みはしなかったし、逆に彼等の議論の重要性は区別を受け入れる愛 (discriminate charity) の側に置かれている。

ロード派はエラスムス派がしたよりは世俗の職業も教会に関わる職業と等しく尊厳が在る点で、低い評価しか表わさなかった点は認めなければならないけれども、労働も又、人文主義者やピューリタン達にとってと同様にイングランド教会信徒にとっても価値が有った。ここで社会秩序を確立する手段として聖職者の権威を賞揚する彼等の傾向は明らかに彼等の意見の相違についての説明を与える。<sup>45</sup> しかしながらこの相違は種類と言うより程度のそれであり、貧困問題を扱う手段として労働はピューリタンによるに劣らずイングランド教会信徒によって勧められた。<sup>46</sup>

17世紀イングランド教会主義中に人文主義者の社会イデオロギーの選択されてはいるが重要な意味の有る生き延びた姿を描くのに、位階制への最も堅固な遵奉主義者と最も熱心なピューリタン達によって1630-1年の法令集 (the Books of Orders of 1630-1) の出版に共同で後援している事以上に良い例は恐らく無いだろう。審議機関の命令類は、徒弟に出ていない貧民を労働に就かせる事、有能な浮浪者に対する強制労働、幼い子ども達の徒弟制、居酒屋の厳重な統制等、ヴィヴェスやモアやスターキーが認めたであろう総ての方法に権限を与えた。<sup>47</sup> そして州のレベルではこれらの法令が「概して良く実施され、…反対はかなり小規模であり」、その法令の内容が拒絶されたというより、中央に集中した政治的権威に対する地域主義者の憤慨に基づくものであった。<sup>48</sup> 伝統的にこの法令集がロードの「徹底」政策の一部と見られて来たが、最近の研究はその定式化に主要に影響を与えた人物がチャールズ I 世の医師でユグノーのテオドル・ド・メイヤーヌ郷と熱心なピューリタンのマンチェスター伯ヘンリィ・モンターギューである事を明らかにした。<sup>49</sup> 更に、この法令が比較的良く実施された理由の一部は、それがサマセットやケント、エセックスの様な州で1630年代よりかなり前に実質的に実施されていた事が提示されている。<sup>50</sup> エセックスではこれらの法令がウォーイック伯、トマス・バリントン卿、ウィリアム・マッシュム卿によって非常に精力的に実施されたが、内戦が始まった時

<sup>45</sup> cf. Sidney Sussex, Ward MS F, fol. 103v (quoted above) and Sanderson's defense of ancient monastic retirement from the world (p.247) with Donne, *Sermons*, vol. 1, p. 207, vol.3, pp.68, 196, 232-4, vol.4, pp.160, 272, 304, 318-19. In all fairness to Sanderson, it should be pointed out that he denounced 'present day monks' with their 'lean skulls and ... fat paunches' (p.247) and strongly upheld the intrinsic value of productive labor (pp.239-46).

<sup>46</sup> Sanderson, pp.107, 246, 249, 251; Breen, *passim*; Sir John Oglander, *A Royalist's Notebook*, ed. Francis Bamford (London, 1936), p.204. C. John Sommerville, 'The Anti-Puritan Work Ethic,' *JBS*, 20 (1981), 70-81, has found stronger Anglican than dissenter support for a Weberian work ethic after 1660; by this time, of course, puritans had largely given up their vision of social reform in the face of political defeat, whereas, as Sommerville remarks, Anglicans had developed theologically in a more semi-pelagian direction and socially into a more self-conscious, 'denominational' group (pp.77-8). Sommerville also sees Anglican development of a work ethic as in part a response to their own perceived failure to govern society effectively (pp.80-1).

<sup>47</sup> In fact, an official handbook for the magistrates who were to enforce the orders reprinted much of the Elizabethan legislation on vagrancy and poor relief, part of which was of course Vivesian in inspiration: *Certain Statutes ... to be carefully put in execution by all Justices* (1630).

<sup>48</sup> Clark, *English Provincial Society*, p.352.

<sup>49</sup> Paul Slack, 'Books of Orders: The Making of English Social Policy, 1577-1631,' *TRHS*, 5th ser., 30 (1980), 1-22, pp.1, 8, 14.

<sup>50</sup> T.G. Barnes, *Somerset, 1625-1640* (Oxford, 1961); Clark, p.351; Hunt, pp.248-9.

に彼等は皆ピューリタンであり、皆戦闘的な議会派であった。ウィリアム・ハントが解説する様に、その法令集の中に「枢密院は、過去半世紀に亘り教区や都市、州のエリート、特に敬虔な信念を持った人々によって実施されて来た技巧を単に一般化したに過ぎない」<sup>51</sup> とある。しかし結局の所基本的な信用がロードやウェントワースには与えられないとしても、直接統治時代 (the Personal Rule) の当初において審議機関から出された法令の主旨に彼等が同意した事は、エラスムス派人文主義の持つ潜在的に最も破壊的な側面、世襲制貴族制度の批判や家庭宗教を唱導する思想の多くの点に、権力を持つ人々が反対する運動に乗り出した後でさえ、人文主義者に鼓舞された諸改革による影響を引き続き受けた事への証拠になる。

貧民救済に関する 16 世紀の一致からイングランド教会による恐らく最も重要な離脱は、怠慢による事柄というよりは、その一致の実質に関わる不同意にある。遵奉主義者の聖職者がこの問題とは本当に少ししか関わらなかった事は、ピューリタン達によって説教され出版された富裕と憐憫に関する実際的な助言の多さと純然たる対照をなす。社会理論、その中でも家政管理の分野において、ステュアート期のイングランド教会は単純に言うべき事は殆ど無い、寧ろ無いと言って良い。彼等の関心は他の教義や祈祷式文や教会論上の問題に置かれる。こういった分野に於ける正統な指示への随順を説く事が、ロード派の体制にあっては社会問題に関して説くよりも、社会秩序にもっと良く尽くしたであろう。結果として、ハモンドやサンダーソンの注目すべき例外はあるとは言え、貧民救済に関するロード派による理論は、実際的な話題の乏しい説教で述べられる陳述から推論されなければならないし、貧困から脱却させ、怠惰な人々に規律を与えるための特定の提案 (specific proposals for the relief of poverty or the disciplining of the idle) から本の僅かでも詳細が分かるかもしれない。<sup>52</sup> 貧困と博愛 (venerolence) に主として関わる様に見えるイングランド教会聖職者の説教は、しばしば憐憫の思想が宗教的な意味を与える行為に進展する (turn out to be spiritualizations of the concept of charity)。例えばダンは慈愛を宗教的な用語で定義して、最善の慈愛を表現する行為 (the best charity) を祈りと同一であると見なした。<sup>53</sup> また私信で経済問題が現われても、富の適切な使用法に関する助言は同様に欠けてしまう。<sup>54</sup> エラスムス派やピューリタンの理論と比べる時に、イングランド教会の貧民救済思想は希薄である。

同様の一般化がイングランド教会派とピューリタンの友愛に則った諸活動 (charitable

<sup>51</sup> Hunt, pp.248-50, quote from 250. Hunt goes on to say that the program envisioned by the Book of Orders 'could never be implemented under the regime of William Laud. Laud's ecclesiastical policies alienated those very social groups whose cooperation was essential to the success of Stuart paternalism: ministers, vestrymen, and noble professors.'

<sup>52</sup> Sanderson is in many ways an intermediate figure, difficult to place theologically as well as ideologically: G.R. Cragg, *From Puritanism to the Age of Reason* (Cambridge, 1966), pp.22-9. Examples of Anglican failure to provide any details of briefly mentioned welfare plans include Donne, *Sermons*, vol.4, p.272 (on the Virginia plantations as bridewells); Cosin, *Works*, vol. 2, p.118; Sydenham, *passim*.

<sup>53</sup> Donne, *Sermons*, vol. 5, pp.278-9. McGee's thesis that puritans were more concerned with First Table duties, Anglicans with practical works of piety is difficult to see in a comparison of Donne and Perkins on poor relief.

<sup>54</sup> Laud, writing to Wentworth 24 October 1637 concerning a charge made against his remarkable economic good fortune in Ireland, reported the king's approval of his increasing wealth, 'with a profession of much joy, that any of his good servants should in honourable ways grow and increase in his service.' (Laud, *Works*, Vol. VI, p.509). The opportunity which would have been eagerly seized by More or Perkins or Greenham to warn against the potential dangers of wealth and exhort to righteous acquisition and use of riches is pointedly ignored by Laud.

activities) の比較に当てはまる。現実においては理論におけるのと同様、イングランド教会関係者の貧民救済への関与の性質と内容が、個人や社会の改革との関わりより、寧ろ教会による統制や教義上の一致に対する関わりに、随順主義者が事前に著しく関与する事を映し出している。大主教ロード自身が生まれ故郷の町の貧民に対してどのように寛大であったとしても、改革主義者の諸施設に与えられた総額に関して、ロード派は非ロード派の後援者と比べると一般的に悪い結果となる。貧しい子ども達の為に徒弟制度計画、有能な貧民の為に仕事の用意、町営の教育等をロードが支持した事は、貧民や失業者中の有望な人々を改善する為に人文主義者の方向に沿って企図された諸施設に対するイングランド教会の寛大さの一例と言うよりも、彼自身の社会的出自や移動歴によってもっと良く説明できるだろう。<sup>55</sup> いずれにせよ貧民救済に対するロードの態度を分析する際に、このような個人的な遺贈は、友愛による施設 (charitable institutions) に対する教会の統制に彼が他の総てに優先して夢中になった事や、伝統的に貧者に帰せるべきであると見なされた聖職者の収入部分の徹底的な削減の様な事を許す、ウィリアムズ主教に 1635 年に与えた助言と比較検討されなければならない。<sup>56</sup> 確かに他の遵奉主義者は大教程寛大ではなかったし、キリスト教人文主義者やピューリタン達程、友愛的勤めを果たす活動 (charitable endeavors) を彼等の教区民によって活気付ける事は出来なかった。イングランドにおいて慈善で活かせる施金 (charitable giving in England) は、ステュアート朝初期に頂点を迎え、ロード期を通して下降して、空位期間にピューリタンが権力に登る迄再びはっきりと上昇する事は出来なかった。<sup>57</sup> 更に猶、ロード前の絶頂期を通して友愛による寄進 (charitable donation) の大多数は教育や個人的改善を目指す他の慈善事業に向けられたが、次第にロード派の統制に入っていく施設にピューリタン達が出費に気が進まない事や、イングランド教会の位階制論者による改革主義者の慈愛 (reformist charity) に対する低い評価等を反映して、1630 年代に最も目立った衰退を蒙ったものは教育に関する施金であった。<sup>58</sup>

宗教的統一に関わった寄付者にとって友愛としての明白な選択肢は、位階制という権威を象徴するその様な施設であった。ダンによって為された慈善に関する 1619 年のある説教は、それに応じて敬虔な人々に、彼等の天国への道を易しい物とする一手段として礼拝の為の家屋を

<sup>55</sup> *The Benefactions of William Laud to the County of Berkshire*, ed. John Bruce (1841), *passim*, and especially pp.21-8, 55-66; *Laud, Works*, vol. 3, p.220, vol. 4, p.445, vol. 5, p.108, vol. 6, pp.318, 420, 470-1, 578, 586; Trevor-Roper, pp.340, 341-84.

<sup>56</sup> Bruce, *Benefactions*, pp.22,26-7; W.K. Jordan, *Philanthropy in England, 1480-1660: A Study of the Changing Patterns of English Social Aspirations* (New York, 1959), pp.133-5 (on attempts by Laudians to centralize control over local relief); *Laud, Works*, vol.6, pp.427-31. Laud concluded his advice to Williams, as the chargeableness of the times now are, and the many contributions by subsidies to shipping, and otherwise, which the Clergy in those [patristic] ages and places felt not, and the great difference in housekeeping, between the diet and manner of living in those hotter countries and these of ours, that it will be best, till it shall please God better to furnish this Church with means, to leave the Clergy free masters of their own charity. (p.431)

<sup>57</sup> Jordan, pp.245, 183; Trevor-Roper, *Historical Essays*, pp.127-8; A.L. Beier, 'Poor Relief in Warwickshire 1630-1660,' P & P, 35 (1966), 78-99, p.83, Table III. Jordan's failure to take inflation into account weakens the impact of his figures, but does not invalidate his observation of decline in the 1630s. For criticism of Jordan's figures, see W. Bittle and R. Lane, 'Inflation and Philanthropy in England,' *EcHR*, 29 (1976), 203-10, and D.C. Coleman, 'Philanthropy Deflated: A Comment,' *EcHR*, 31 (1978), 105-28.

<sup>58</sup> Jordan, pp.283-96. Jordan comments that early Stuart donor's 'educational interests were in large part derived from the humanistic influence of the Renaissance (p.287). Nearly all of the grammar schools established during this period gave free tuition to poor boys (p.290).

多く建設する事に寄進する様に勧告した。それで総計3,151ポンドに昇るコシンの寄進一覧で、たった366ポンドだけが貧民の為に指定され、残りの2785ポンドの大部分は彼方此方の主教座聖堂の華麗化、他の教会建築の建造、祭壇装飾物の購入の為にであった。<sup>59</sup>

貧民は孤立させ、監禁され、懲罰的な規律に従わせるよりも、改善され自活出来るように準備させられるべきであるという人文主義者とピューリタンの共通の信念から、最終的に遵奉主義者のイングランド教会信徒は分岐していった。<sup>60</sup> トリエント会議位階論者の様に、彼等は労働の家(workhouse)の理論的目的を個人の改善から従順の強制へと変形させた。ヘンリー・ハモンドは労働の家々に骨の折れる刑罰に似た労苦の規律を要求したが、貧困を宗教的罪に対する懲罰と見る彼の見解によって論理的に要請される立場である。<sup>61</sup> ロバート・サンダーソンは彼の聴衆に、怠惰な貧民に対しては「我々の心を無情にして、彼等に与えないようにしようではないか。(中略)この共通の財産にとって病根で穀潰しである者達(These ulcers and drones of the Common-wealth)は、いかなる正直者の施し物にも、いかなる善良な執政者の保護にも殆ど値しない」と勧告した。<sup>62</sup> この感情はヴィヴェスやパーキンズのそれから遠く離れていないかもしれないが、言葉は違い、怠惰な人は自己規制や仕事の技を教えられる事が出来、従ってそれだけ改善されるという楽天的な人文主義者の信念は全く消えている。寧ろ言う、「この頑固な乞食を助けて晒し台や鞭や矯正院へ送る人は、共通の財産の改善に貢献するだけでは無く、彼を肉や金銭や宿で助ける人よりも、神の見る前でより大きな愛の働きをする。」<sup>63</sup> と。更に重要な事は、ロード派の時期と王政復古後を通して、権力にある人々によってこの態度が非力な貧民へと拡張された事である。チャールズの時代の法令には「貧民に向けられた共感の微かな徴候もめったに見られない」し、1630年代を通して原因を考慮せずに唯彼等の貧困を理由に迫害を受けた貧民の例が幾つも見出される事が観察されて来た。<sup>64</sup> 教育への低い評価や、有名な文学作品に保存されている17世紀後期のワークハウスに与えられた、貧民への次第に増大する懲罰的な扱われ方という世評の点で、王政復古後の貧民向けの諸施設が遵奉主義者の立場の勝利を映し出す。<sup>65</sup>

貧民を訓練し改善する、より改革的な或る試みに対して遵奉主義者がした抑圧は、行動や生活様式を変える事は当局者の関与として可能でもないし適切でもないという彼等の前提に付随するものとして解釈できよう。ソルズベリーでは、市の醸造所で貧民に労働を与え、その貧民子女を訓練する事への市参事会の財政支出に反対したのは、主教座聖堂参事会(the dean and

<sup>59</sup> Donne, *Sermons*, vol.2, pp.213, 215-22, 234; Cosin, *Works*, vol.1, pp. xxxi-xxxii. Again, note Anglican stress on First Table duties.

<sup>60</sup> cf. Sydenham's thesis that poverty is to be accepted unquestioningly (p.19) with the humanist assumption that it is to be eliminated.

<sup>61</sup> Hammond, *Works*, vol. 1, pp.200, 207, 299.

<sup>62</sup> Sanderson, p.108.

<sup>63</sup> *Ibid.*, p.251; cf. p.107; Barnes, *Somerset*, pp.189-90, remarks on the harshness with which vagrants were repressed during the Personal Rule in that county.

<sup>64</sup> Beier, p.99.

<sup>65</sup> Valerie Pearl, 'Puritans and Poor Relief: The London Workhouse, 1649-1660,' *Puritans and Revolutionaries*, ed. Donald Pennington and Keith Thomas (Oxford, 1978), p.230, comments that the workhouses of Middlesex and Westminster, established in 1664 and 1666 respectively, 'did not operate with the earlier [puritan] emphasis on education and both were markedly unsuccessful.' The re-established Corporation of the Poor (1698) added in 1700 a vagrants' wing which was 'run like a house of correction,' a phenomenon which Pearl comments that she does not find in the London of the Interregnum.

chapter)であったが、貧困は刑罰的な意味を持たせた労役所 (a penal workhouse) で適正に制御でき、この世俗執政者の改革案を「国の統治に随順せず、ピューリタニズムかそれ同様の考え方」を示すと、教会当局者は受けとめた。<sup>66</sup> 1630年代に増大する教会当局者の影響下で、ソルズベリーのワークハウスは拡張され、収容者は市の共同体から益々厳しく隔離され、いよいよ苛酷に懲戒されたし、貧民子女の雇用機会は剥奪され、家庭での自活に向けて寄与できる人への院外救助は廃止された。同時に怠惰な者はワークハウスへ送り込まれる時に、決まり事の様に鞭打たれ、そこに「罪人として留め置かれた。」ロード派の時期のソルズベリーでは、トリエント公会議後のフランスやスペインのように、「院外の雇用や救助は次第に、最小限度の貧窮を除いて廃止する方向に導くという大志は、暗黙の中に廃棄され、貧民をこの様な刑罰紛いの監禁 (this quasi-penal incarceration) の下に置く事に換えられた。」<sup>67</sup>

統制と随順が時代の秩序となった時に、個人を改善する事を通して社会を変容させるキリスト教人文主義者の望みは拒絶された。イングランド教会が支持した社会秩序は、トリエント公会議同様に、一連の上から課される行動上や儀式上の期待されている事柄への強制された服従の体系であった。個人的な良心の支配、俗人による自己吟味、聖書との直接対面に基礎付けられた社会分析、家庭での宗教教育と躰、教育による貧困追放の為の合理的世俗的計画等、エラスムス派の主張を継続するピューリタニズムは、聖職者や貴族身分の厳格に位階的で降下的な権威にとって一種の脅威として見られる他はなかった。この事は初期ステュアート朝イングランドに或範囲にわたる意見の違いがあった事を否定するものではない。そこには、社会改革に関心を持つ穏健なイングランド教会信徒がいたし、多かれ少なかれ体制化された権威と妥協をしたいと思う穏健なピューリタン達もいた。両極端の意見をここで述べてきた事は中間的基盤が存在しなかったと言うのも無い。社会秩序に関わって来た初期近代のイングランドの人々に開かれている選択肢を明確にする一つの試みに過ぎない。

1640年迄に、両極端の意見が中間的基盤より益々露わになって、自分自身を社会秩序のこれかあれかの体系と結び付けるという要請を、イングランドの人々は突き付けられる様になる。エラスムス派の改革主義の旗印を一人で担うように残されたピューリタン達が最終的にあの内戦の中に迄運んで行った。あの闘いの過程を通して不安定な状態に置かれた後で、最終的にエラスムス派の社会理論は、共和制における秩序に対する最も有力な接近法として現われた。1640年代におけるピューリタニズムの勝利は、同時に社会改革の領域でエラスムス派人文主義の勝利を意味した。その理由は、ロードの処刑がキリスト教人文主義者の社会的展望が伝統の擁護者に反対されずに、熱烈な支持者によって実現される機会が漸く実際に現われた事を象徴したからである。勿論新しい共和政治の統治者達も、社会的問題同様に政治的、宗教的、外交的問題と直面し、空位期間を通しての彼等による人文主義者社会理論の実行も、良くても部分的で、王政復古という嵐を切り抜けるだけに充分堅固に確立されるには程遠かった。しかしながら議会派議員達、地域的な執政者達、説教師達、企画者達、両親達、教育家達等がエラスムス派の黄金時代、当時の用語では新しいイェルサレムの時 (the Erasmian Golden Age, or in their terms, the New Jerusalem) を現実のものとする為に払われた熱狂的な努力に信用を与え

<sup>66</sup> Paul Slack, 'Poverty and Politics in Salisbury, 1597-1666,' in *Crisis and Order in English Towns 1500-1700: Essays in urban history*, ed. Peter Clark and Paul Slack (Toronto, 1972), 164-203, p.188.

<sup>67</sup> Ibid., p.192; cf. pp.186-91.

るべきであろう。

勝利したピューリタニズムによって設立された秩序の中で、精神的に強化された家政は、単に説教師や長老によって理想的と考えられただけではなく、規則で申し付けられた。1645年公開礼拝式指導書 (the 1645 Directory for Public Worship) は新婚夫婦に家庭での聖書の読書や礼拝、「お互いに愛し良き働きをする様に良く見て働きかける (watching over and provoking each other to love and good works)」事に努めるように呼び掛けた。<sup>68</sup> 護国卿の下で通過した議会议法は婚姻の両性による自由な合意を要求し、少なくとも法の視点では性による二重基準を終止させた。<sup>69</sup> 婚姻に基づく家族単位は、エラスムスとモアが一世紀半も前に心に描いていた教会と共同体による小令状として実施されるべきであり、ピューリタンが数十年間論議して来た姦通を禁ずるより厳しい立法で縛られるべきものであったが、モアや他の人文主義者の姦通を重大な死に値する違反とする助言に基づいて1650年の姦通禁止法が成立した。<sup>70</sup>

『ウトピア』で描かれた酒に溺れない生活や、エラスムスの『キリスト教戦士提要』に示された敬虔さも同様に、キリスト教人文主義者を鼓舞して来た同一の聖書主義の下で、ピューリタンの議会で事実上立法化された。酩酊、賭け事、浅薄さや浪費生活に関して空位時代に禁止する様に主張されたが、大抵の場合その著者達によってエラスムスの影響とは認識されてはいなかったけれども、ピューリタン知識人がキリスト教人文主義者の社会的洞察に負っている事は、エラスムスによるカールV世に対する、スターキーによるヘンリーVIII世に対する、ブーサーによるエドワードVI世に対する勧めによるそれぞれに対して、こういった法律の驚くほどの類似性で考察できる。<sup>71</sup> 酩酊や放縦の他の諸形態に対するクロムウェルの法令は、その様な行為に伴う神への不敬を無くす為だけではなく、そういう行為が「しばしば個人や家族の破滅を導き」、その事が貧窮の二次的原因と認識された為でもある。<sup>72</sup> 更に安息日厳守の立法は神の礼拝と十戒に関する第一の板に記載された戒律への顧慮を奨励するだけではなく、貧民や怠惰や軽薄な人々を説教台から与えられ始めた道徳的な指示に従わせる様に立案された。<sup>73</sup> 説教はそれによって神の栄光を増し、その過程で個人の良心を説得し社会は改革される事になる手段として命令によって奨励された。<sup>74</sup>

改革的教育計画案は空位時代を通してかつて見られなかった程に盛況であった。敬虔で学識のある人々が自ら子ども達を敬虔と良い文学作品を教える新しい学校の設立や学識のある聖職者と有能な社会の働き手の両方を生み出す為に計画された、新たにピューリタンが後援する、

<sup>68</sup> F & R, vol.1, p.600; cf. *Minutes of the Manchester Presbyterian Classis*, ed. W.A. Shaw (Chetham Society, 1980), pp.117, 400.

<sup>69</sup> F & R, vol. 2, pp.388, 717.

<sup>70</sup> Keith Thomas, 'The Puritans and Adultery: The Act of 1650 Reconsidered,' *Puritans and Revolutionaries*, ed. Donald Pennington and Keith Thomas (Oxford, 1978), pp.257-81.

<sup>71</sup> Cromwellian injunctions against drunkenness include F & R, vol.2, pp.940-2, 1050, 1132; against gambling, vol.2, p.1250; and against plays as encouragers of vice, vol.1, pp.1027, 1070-1071. 'Pastimes' were no more legitimate in puritan than in humanist eyes (vol. 2, p.1249); however, recreation per se was not condemned: regular days of recreation were established in 1647 (vol. 1, p.954).

<sup>72</sup> F & R, vol. 2, pp.345, 861.

<sup>73</sup> F & R, vol.1, pp.420-2; cf. vol.1, pp.23, 81, and vol.2, pp.384-5, 1167. The ineffectiveness of this legislation is discussed by John Morrill, 'The Church in England, 1642-9,' *Reactions to the English Civil War* (New York, 1983), pp.89-109.

<sup>74</sup> F & R, vol.1, p.830.

ダブリンやダラムの大学へは議会によって法的奨励が与えられた。<sup>75</sup> 中世スコラ哲学、伝統的な学問修行、形而上学に批判的なウィリアム・ペティ、ジョン・デュアリ、サミュエル・ハートリブの様な改革者達は、もっと実地的なカリキュラムを持った新しい学校を計画した。<sup>76</sup> 貧民を含めて7歳以上の総ての子ども達に、ペティが「文学も学べる労働の家」を提案した事は、エラスムスやヴィヴェスを喜ばせた事であろうが、彼は社会の仕組み (a social order) を変え、「今は鋤を抱えている多くの人が国家の舵を取る事に相応しくされているだろう (in which many are now holding the plough, which might have been made fit to steer the state)」事を目指した。<sup>77</sup> 少年同様少女もロンドンで捨てられた子ども達は、1640年代と1650年代に決まり事として聖書や他の本が与えられ、各自の教育に毎年8シリング支払われていた。<sup>78</sup> ロンドン救貧協会 (the London Corporation of the Poor) の為にしたハートリブの弁明は、この協会が貧民の子女を「公共の福利という目的に向けて仕える人に相応しくなる様に、先ず協会が用意する書籍で、それから段々に各種の商工業に向けて市民に相応しく教育する (to civilize and train them up, in their books, and so by degrees to trades, that so they may be fit servants for the Commonwealth)」事に着手するだろうと説明した。この様に彼の目的はより大きな社会から貧しい子ども達を唯隔離しただけのフランス篤信家の要求から非常にかげ離れた標語であった。<sup>79</sup> 初期近代イングランドの人類愛精神は文法学校の創設に早くも取掛かっていたと言う記述に続く、プランの「16世紀ヴェニスに正確に比較できる事例を探すのは困難である」という所見は社会改革への対抗宗教改革的取組みに関する効果的な批評である。<sup>80</sup> 1650年代を通してスコラ主義を対象とした偶像破壊的態度が両大学に広がり、議会と議会派軍隊下での大学改革はそこでの知的実験に好意的な状況を創出した。<sup>81</sup>

王政復古でダラム大学は鎮圧され、ダブリンや他の最初から不成功な多くの計画と教育用の収入源は教会用の信託へと再び当てられた。ピューリタン共和政時代の教育的な労働の家は、「教育から生れる価値を純粋に人類の福祉増進の関心から信じるというより、まったく経済的考慮に動機付けられた (motivated by purely economic considerations, rather than by a genuine humanitarian belief in the value of education)」ワークハウスに1660年に置換えられ、17世紀後期の遵奉主義者による慈善学校は、「道徳と宗教の協調上必要な基礎的読書力を沁み込ませる為に計画され (designed to instil the basic literacy needed for moral and religious conformity)」、<sup>82</sup> 「ロードの時期の態度へ復帰したようなもの」と記述されて来た。<sup>82</sup> 先に述べた様に、こういう態度はワークハウスに関する教育用の献金を減らし、その結果としてヴィヴェスによって心に描かれた教習の場というよりも、ハプスブルクスペインの救済施設に良く似た刑罰紛いの施設へとワークハウスを変えてしまった。

貧民救済に関して、労働能力の無い貧民と労働能力が有りながら働かずに犯罪行為に走る者と

<sup>75</sup> F & R, vol.2, p.345; Charles Webster, *The Great Instauration: Science, Medicine and Reform 1626-1660* (New York, 1975), pp.224-42.

<sup>76</sup> Webster, pp.199-202, 207-20. Dury's *The Reformed School* advocated education for girls as well as boys (Webster, p.219).

<sup>77</sup> William Petty, *Advice ... for Advancement of ... Learning* (London, 1648), p.4.

<sup>78</sup> Pearl, 'Social Policy in Early Modern London,' in *History and Imagination*, ed. H. Lloyd-Jones, V. Pearl and B. Worden (New York, 1981), 115-31, p.126.

<sup>79</sup> Pearl, 'Puritans and Poor Relief,' p.219, quoting *Londons Charitie* (1649), *et passim*.

<sup>80</sup> Pullan, *Rich and Poor*, p.401; cf. pp.401-5.

<sup>81</sup> Webster, p.144, cf. pp.129-44, 178-90.

<sup>82</sup> *Ibid.*, pp.244-5.

の区別、救済に関する世俗機関の監視、怠惰で雇用されていない人々への野心的な労働計画等が、空位期間にピューリタンによって再強制された事は、貧民を改善し自立に準備させる事を目指した慈善活動に対するピューリタンの寛大さ同様、以前の章で述べてある。<sup>83</sup> ピューリタンの労働の家は、聖秘蹟協会の貧民の牢獄からは遠い物であり、入所（監禁）は成人にとっても子どもにとっても援助の前提条件ではなく、労働の目的は在所者が生産的市民に成る望みを持てる様な職業を通した社会復帰であった。<sup>84</sup> 空位期におけるピューリタンによる代表的施設、ロンドン救貧協会は、「われわれ自身の時代の歴史家達によって浮浪者の監獄にされてしまったが、むしろ先駆的な教育と労働の家の礎 (a pioneering education and workhouse foundation rather than the prison for vagrants into which it was turned by historians of our own day)」<sup>85</sup>であったと、パールは結論づけている。このような努力はピューリタンの立法家達を恐らく意識させずに導き、ロード派の先行者には殆ど欠けているか、彼等の王政復古後の後継者によってされたであろう様に刑罰の対象になると解釈された、ヴィヴェスが当然そうあるべきであるとした事を思い起こさせる。<sup>86</sup> 更に、ヒルは「人類の福祉増進という思想は、確個たる法令を信ずる者達には無関係である」と非難しているが、共和政と護国卿時代のピューリタン立法家達は、戦争に巻き込まれる危険が続く間、ロンドンの貧民に燃料を供給する——それも「総ての教区中で貧しい人に最初に、続いて他の様々な程度や地位の人に」与える——命令や、債権者に負債支払不能な債務者を牢から解放する事、国王派の所領の一部から貧民の為に用いられる土地 (the poors ground) を選定する事等に、責任があった。<sup>87</sup> 1649年に国家評議会は穀物価格の減額、貧民の就労に何が為されるのが相応しいかを検討する委員会を設置したが、東部の沼沢地帯を排水するという同年の決定がその目的の一つに貧民の雇用創出を明言した。<sup>88</sup> 一地方レベルでは、ウォイックシャーの浮浪者や無頼漢の矯正向けの命令が「積極的防止的手段である事を目指し、懲罰的手段としては2番目であった。」<sup>89</sup> ロンドンでは低賃金雇用者に対する公的財源による賃金補給が主要なもので、貧民に住宅を供給するために、公共不動産に危険な投資をし、首尾良く教区民の資金貸付を増大させた。実に、「ピューリタニズムの世紀に減少すると言うより寧ろ増大した共同責任という拡張感覚」があった事は明らかである。<sup>90</sup> 共和政の実験自体<sup>91</sup>におけるこの改革的立法や、ピューリタンの説教や論考の内容や、ピューリタン家長の諸活動の中に、空位期におけるキリスト教人文主義者の社会理論が生き残っているのが

<sup>83</sup> F & R, vol.1, pp.1042-5, vol.2, pp.104-10, 252, 1019-25, 1098; Pearl, 'Puritans and Poor Relief,' *passim*, focusing on the puritan-founded Corporation of the Poor; E.M. Hampson, *The Treatment of Poverty in Cambridgeshire, 1597-1834* (Cambridge, 1934), p.44; Beier, pp.95-7; see chapter 5 above.

<sup>84</sup> Pearl, pp.221, 224-5. Provision was made for parish pensioners to walk poor children to the workhouse each morning and home at the end of the day.

<sup>85</sup> 'Puritans and Poor Relief,' p.230.

<sup>86</sup> Christopher Hill, *Society and Puritanism* (New York, 1964), p.295, observes that 'serious attempts to set the poor on work were abandoned' after the Restoration, when state policy 'concentrated on restricting the mobility of labour' instead.

<sup>87</sup> *Ibid.*, p.287. On fuel provisions, F & R, vol.1, p.303, cf. pp.304-5, 481-2; on poor debtors, vol.2, pp.240-1, 321-4, 378-9, 582; on common land for the poor, vol.2, p.785.

<sup>88</sup> CSPD, 22 November, ed. M.A.E. Green (1875), p.402; F & R, vol. 2, pp.130-9.

<sup>89</sup> Beier, p.99.

<sup>90</sup> Pearl, 'Social Policy,' pp.115-31, quote from p.131.

<sup>91</sup> Blair Worden, 'Classical Republicanism and the Puritan Revolution,' in *History and Imagination*, ed. H. Lloyd-Jones, V. Pearl and B. Worden (New York, 1981), pp.182-200, finds the republicanism of the Interregnum rooted in the classical literature with which puritans were so familiar. But he sets this classicism in the tradition of Renaissance humanism (p.193).

見られる。疑いもなく、17世紀のピューリタンエラスムス主義は重要な変貌、その真の一体性を、特にピューリタンにヴィクトリア期の徳性や暴利の貪りを負わせる意図を持つ歴史家にとって、かなり曖昧にするに十分なだけ強調点や脈絡の変更を遂げた。社会思想と文献注釈の分野を除き、ピューリタンの人文主義は殆ど認識できない程に変わってしまった。それはエラスムスが全く共感を示さなかったであろう様な教義上の紛争で混乱させられた。それは空位期において千年王国主義によって再度表現されるが、この千年王国主義はユートピア主義と全く似ていない事も無かったけれども、人文主義者が心に描いた以上に、ずっと排外的で宗教的なエリート主義の方向に強調点を移した。議会の黒字や金銭の闘いに引き摺り込まれ、人文主義者の旗はエラスムスやモア、そして実際にエリザベスやジェイムズ時代の後継者の顔色を無くさせたであろう様な政治的急進主義や暴力行為を振り回し傷つけてしまった。17世紀ピューリタンの人文主義はエラスムスの言語の優美や機知の雅華も無くしてしまったが、『痴愚神礼賛』からパーキンズの説教まで熟考するのに困難な現代の学生でも全く失う事の無いものを。

これは確かに期待されるべきであり、何故ならエラスムス派の伝統は歴史における他のどんな知的発展よりも停滞する事が少なかったからである。その本来の性質からキリスト教人文主義は1650年には1520年とは異なって現われるであろうが、結局それは最初の著者によって、最も根底的な批判の視点からも殆ど予見されない、様々な変化への道を開く人間と社会の本性についての一連の推測であった。プロテスタンティズムは様々に微妙な差異を導入し、社会的諸条件や政治変化がその計画された改革の細部を再形成するが、人文主義は、本来、変化に関する一倫理であった。

プロテスタントの衣装を着けても、更に内戦の最中でも、感激し易い人の社会的目的は、中世的な沈滞を、進歩的で真面目で勤勉な、訓練された秩序に変容させるというエラスムス、ヴィヴェス、モア、ウィットフォード、スターキヤルプセット達の目的のままであると言う事実は残る。新しい秩序は、敬虔な教育を受けた俗人によって、権威付けられた儀式や教義に対する外面的な協調への要請を通してでは無く、敬虔な自己制御や、共通善に向けた勤勉な生活様式、キリストの哲学的主題 (philosophia Christi) の実践的な徳性に、個人の良心を訓練する事を通して負われるべきであった。エラスムスやパーキンズの社会秩序は世俗的ではなかったが、それは時代精神 (seculum) の一種の神聖化であった。家政、市場、政治的舞台、村の学校等は、キリスト教徒の活動の正当な分野であったし、こういう前線での聖書によって鼓舞された実行主義がユートピアを実現するだろうというのが、キリスト教人文主義者の教育家の望みと同様、クロムウェルの執政家達の望みであった。(完)

#### [訳者後書き]

前訳稿、三重大学教育学部研究紀要 53 巻 (教育科学) 122 頁、7 行目、「良い家族」を「誠実な人達」と訂正したい。同僚の神山栄治氏の貴重な指摘を受けた。感謝したい。

今回の7章が、マーゴ・トッドの著作の最終章であり、未だ訳していない5章での内容を踏まえた叙述が終りの部分に含まれている。5章の題目は「労働、富裕、福祉」であり、いずれ近い中に読んで見たいと思っている。

今回の訳稿では、conformity、nonconformity というイングランド史の重要な単語、charity というキリスト教用語の訳は難題であったが、文脈に応じて様々な訳語を当ててみたが、もう十分に意識に近い所までである。16、17世紀の用語例を著しく逸脱していない事を願っている。御教示を得られれば幸いである。(2002年、10月16日)